相談支援事業所

び~さぽーと



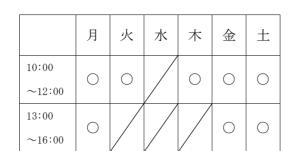
障がいをもちつつ 自分らしく、地域で安心して生活をするために

さまざまな福祉サービスを 上手に使っていくためのお手伝いをします

平成24年4月より、障害福祉サービス(または児童通所支援)を利用する人すべてが、「サービス等利用計画書」または「障害児利用計画書」を作ることになりました。これは障害福祉サービス受給者証や通所受給者証を持もっている人や、これからサービスを使う人が、地域で安心して生活を続ける上で必要となる様々なサービスを上手に使うためのものです。

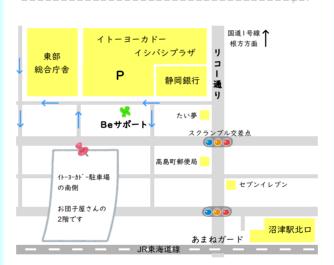
『び~さぱーと』は、これらのサービス利用のお手伝いを いたします。

相談支援事業 相談受付日



日曜・祝日 年末年始は休み

アクセス & マップ



〒410-0056 沼津市高島町 29-11 盟萌ビル 201号

E-mail : be-sapo@mail.wbs.ne.jp

NPO 法人 臨床心理オフィス Be サポート

TEL&FAX

055 - 925 - 1701

相談支援事業専用 070 - 5331- 3282

相談支援事業所

び~さぽーと



指定計画相談支援 指定障害児相談支援



提供するサービス



『び~さぽーと』は、指定特定相談支援事業所です 相談支援専門員が無料で相談をお受けします

主に下記の相談支援を行います

- ① サービス等利用計画書・障害児支援利用計画 書の作成
- 利用するサービス提供事業者との連絡調整
- 利用計画の定期的な見直し
- 地域の障害福祉サービスの紹介

対象となる方





静岡県にお住まいの方で 子どもから大人まで どの年代の方でもご利用いただけます

- 障がい区分が【知的障がい】【精神障がい】 【発達障がい】に該当する方
- 福祉サービスを受けている、またはこれから受け ようと考えているご本人、または保護者の方
- お子様に発達の遅れや偏りがあり、児童発達支援 や放課後等デイサービスなどを利用している、 または利用しようと考えている保護者の方

相談支援の流れ





① 相談受付

初めて福祉サービスの利用をお考えの場合は、まずお住ま いの地域の障害福祉課へ相談・申請をしてください。サービ ス等利用計画書または障害児支援利用計画書を作る指定 特定相談支援事業所一覧等が紹介されます。

(※ご本人、ご家族の方が計画を立てるセルフプランもあり ます)

② 指定特定相談支援事業者との契約

相談支援事業所『び~さぽーと』と、相談支援を受けるため の契約をします。どんなサービスを使いたいか、どんな生活 をしたいかなど相談支援専門員とお話をしてください。必要 なサービスが受けられるよう計画書を作成します。

③ 利用する福祉サービス事業者との契約

「サービス等利用計画書」に基づいて、利用しようとする福 祉サービス事業者と契約を結びます。

④ 受給者証の受け取り

お住まいの役所から「受給者証」が届きましたら、支給決定 の内容を確認するために、『び~さぽーと』へコピーを提出 してください。

⑤ サービス利用開始

計画書に沿った日課で、活動を行います。

相談支援の流れ





① モニタリング

サービス等利用計画書に基づいたサービスや支援が計画 通り(ご本人の希望通り)に提供されているかどうか見直し (モニタリング)を行います。また、利用したい福祉サービス の変更等があれば、計画書を修正します。

② 更新

受給者証の更新に伴って計画書も更新します。お住まいの 役所から更新通知が送られますので、継続申請をする方は 『び~さぽーと』へもご連絡ください。新たに「サービス等利 用計画」を作成します。

相談支援契約の受付方法

本パンフレットに記載されている相談受付時間内に、 電話をしてください。来所いただいて相談をする日程 を調整させていただきます。

NPO 法人 臨床心理オフィス Be サポート



TEL&FAX 055 - 925 - 1701

<初めての方は、こちらへお電話ください>